峰山高原バギーアドベンチャー利用約款

株式会社 ME リゾート播磨 峰山高原リゾート 峰山高原バギーアドベンチャー

峰山高原バギーアドベンチャー利用約款

第1条(約款の適用)

当社の運営する峰山高原バギーアドベンチャー(以下「当施設」といいます)を利用される 方は、本約款および当施設が定める諸規則に従ってご利用頂きます。

第2条 (利用契約の成立)

- 1 当施設を利用される方が、本約款を確認のうえ、ご利用申込を頂くことにより、当施設 は施設のご利用をお引き受けすることになります。
- 2 当施設の利用申込、参加同意書の提出をもって、当約款、注意事項などを利用者が確認され、理解、同意のもと申込されたとみなします。

第3条 (バギーの注意事項)

バギーには次のような特有の危険があり、人体に死傷など影響を及ぼす可能性があります。 ご利用の際はご注意ください。

- (1) 雨、雪、風、霧など、天候による危険
- (2) がけ、凹凸など、地形による危険
- (3) 岩石・立木など、自然の障害物による危険
- (4) 施設、コース・車輌など、人工の障害物による危険
- (5) 他利用者との接触など、外的要因による危険
- (6) みずからの失敗による危険
- (7) 車両 (バギー) を取扱、走行することによる危険

第4条(バギー利用時の注意事項・禁止行為)

バギーの利用時には、次のことを守り、指定されたコース・エリア内を利用するものとし、 下記の注意事項の厳守、行為を禁止します。

- (1) スタッフの指示に従わないこと
- (2) 指定コース外を走行すること
- (3) 閉鎖中のコースに立ち入ったりすること
- (4) 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなど障害物や危険と予測 される箇所の間近を走行すること
- (5) 他利用者の間近を走行すること
- (6) 他利用者の走行を妨げること
- (7) 妊娠、体調不良、飲酒や薬物等、心身が正常でない状態で走行すること
- (8) その他、これらに類する行為

第6条(行動規則)

当施設において、利用者は次の行動規則を遵守ください。

- (1) 他人を傷つけたり、脅かしてはならない。
- (2) 地形、天候、技能、体調、混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、走行状況を選ばなければならない。
- (3) 前後にいる人の走行を妨害してはならない。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
- (5) 走行するとき、合流するとき、横切るときなど、常に周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) せまい所や見通せないところでは止まることも慎まなければならない。やむを得ない場合は周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- (7) 車両 (バギー) の特性を理解し、安全に使用、走行しなければならない。
- (8) 当施設スタッフの指示に従わなければならない。
- (9) 掲示、標識等の注意を守り走行しなければならない。
- (10)事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

第7条 (お子様の保護者、付添人の義務)

当施設では、お子様の保護者または付添人は、お子様の能力を見極め、お子様を危険に遭わせないように次のことを守ってください。

- (1) お子様へ当施設で守るべきルール・行動規則等について教えてください。
- (2) 保護者、付添人の目の届かないところでのお子様に単独行動をさせないでください。

第8条(退場措置)

- 1 当施設は、利用者が、法令、本約款その他当施設の定める諸規則又は当施設のスタッフ等の指示を守らない場合は、走行中その他如何なる場合でも当施設のエリア内から退場させることができるものとします。
- 2 前項により当施設が利用者を退場させた場合であっても当該利用者に対し利用料金等 (入場料、バギー利用料などその他一切の料金を含みます)の払戻しは行いません。
- 3 当施設は、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

第9条 (利用者の責任、賠償請求および費用負担)

1 当施設における法令、本約款、行動規則、注意、禁止事項に違反した行為によって発生 した一切の事故、トラブルの責任を負いません。また、これらの違反行為により当社に損害 または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠 償または発生した費用を請求させていただきます。

- 2 利用者が、法令、本約款その他当施設が定める諸規則に違反した行為によって、当施設に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求いたします。
- 3 当施設は、利用者が本約款等に違反し管理区域の外に出て、本人、知人等から当施設に 遭難救助の申告があったときは、当施設単独又は当施設と関係官公庁等が協力して救助に 当たりますが当施設は、救助終了後、捜索、救助等に関係した人件費、機器使用費用、照明 電気費用その他負担経費を当該施設利用者に請求いたします。
- 4 当社は、当施設内ならびに駐車場における盗難等に対して責任を負いません

第10条(不可効力)

天災その他の不可抗力に基づく事由により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合、施設の全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

第 11条 (その他)

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定 暴力団および指定暴力団員ならびに反社会団体および反社会団体員等(暴力団および過激 行動団体等ならびにその構成員)は当施設をご利用いただけません。

第12条(当約款の変更)

当施設は、約款の変更を必要と認めた場合、当約款の改定を行うことができます。

- 1 利用約款の変更が、施設利用者の一般の利益に適合するとき。
- 2 利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 3 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当施設窓口に掲示し、通知します。
- 4 変更後の利用約款の効力発生日以降、施設利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

この峰山高原バギーアドベンチャー利用約款は、令和 4 年 7 月 1 日より制定・施行いたします。